

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社ティーエス・コーポレーション  
業者の住所 : (法人番号1140001080605)  
兵庫県川西市栄町12番1号
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年4月24日 から 令和8年5月23日 まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全国
- 4 事 実 概 要 : 株式会社ティーエス・コーポレーションは、中国四国防衛局発注の令和8年度中国四国防衛局トナーカートリッジ購入の入札において、落札決定後、契約締結を辞退したことから、国の業務執行を停滞させた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」別表第8項(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止等の要領(抄)  
別表

措 置 要 件	期間の範囲
(不正又は不誠実な行為) 8 この表の他の項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、装備品等又は役務の調達に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から起算して1か月以上9か月以内